

誰ひとり取り残さない持続可能な「こどもまんなか社会」の実現に向けた 指定都市市長会提言

国をあげて少子化対策に取り組んできている中、令和3年の出生数は明治32年の人口動態調査開始以来最少となる81万1622人となった。少子化に歯止めをかけるため、また、こどもの健やかな成長を地域社会全体で後押しするためには、妊娠前から年齢や制度の壁を越えて、こどもと子育て家庭へのより一層手厚い支援が必要である。

加えて、孤独、孤立、虐待、ヤングケアラー等、こどもと子育て家庭の抱える課題は、家族の状況や経済的事情など様々な要因により深刻化・複合化しており、こどもを取り巻く困難な状況に対しても、今まで以上にきめ細かな切れ目ない支援が必要となっている。

こうした中、国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、「こどもまんなか社会」の実現に向けて専一に取り組む「こども家庭庁」の設置に向け、令和4年6月に「こども家庭庁設置法」を制定した。

基礎自治体として、多くのこどもと子育て家庭に対し身近な行政サービスを直接提供し、かつ広い権限を有する指定都市においては、これまでも幅広いこども施策を展開しており、この度、「こども・子育て支援施策に関する各市の先進的な取組」として事例集を作成し、取組を共有したところである。

今般のこども家庭庁の設立という大きな局面にあたり、国と指定都市がさらに連携して、課題に取り組んでいく必要がある。誰ひとり取り残さない持続可能な「こどもまんなか社会」の実現に向けて、下記のとおり提言する。

記

- 1 深刻化・複合化していく課題に取り組み、こどもと子育て家庭へのきめ細かな切れ目ない支援を実施するため、指定都市をはじめ各地方自治体の実情に応じた施策や先進的な取組に対し、人的・財政的支援を図ること。
- 2 こども医療費助成制度など全国統一的に実施すべき施策については、国の責任において、安定的な財源を確保し、着実な推進を図ること。
- 3 引き続き指定都市との意見交換の場を持ち、指定都市の意見を施策に反映できるよう連携すること。また、行政機関のみならず、地域のNPOや関係機関が協働してそれぞれの役割を主体的に果たしていけるような仕組みをつくること。

令和4年11月21日
指定都市市長会